［３～８　略］

９　その他参考事項

注１　設備の設置の場所については、電気通信事業の用に供する場合にあつては、複数の地点における緯度及び経度を記入すること。

２　電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の回線容量（総容量及び設置者等が保有する容量）については、申請時において未確定の場合は、申請時に予想される回線容量を記載すること。

３　通信事項については、電気通信事業の用に供する場合においては、その旨を記載すること。

４　陸揚地点及び陸揚局の設置の場所については、陸揚地点の市区町村名及び陸揚局の所在地を記載すること。

５　当該設備の本邦外の地域における陸揚の許可の有無については、陸揚の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者を記載すること。

６　その他参考事項については、設備に係る建設保守に関する協定又は契約を締結する場合は、当該協定又は契約の相手方に関する事項を記載し、当該協定書又は契約書の写しを添付すること。

別紙様式第九（第８条関係）

本邦外設置有線電気通信設備の陸揚局における異常又は不審な事象の報告

年　　月　　日

総務大臣　殿

報告者　郵便番号

（ふりがな）

住　　所（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）

（ふりがな）

氏　　名（共同設備の設置者にあつては、以下に共同設置者の住所及び氏名を連記すること。）

発生年月日及び時刻	
発生場所	
当該事態の全体概要	
当該事態により影響を受けた電気通信設備の概要	
措置模様（対応状況。復旧予定日時を含む。）	
発生原因	
再発防止策	

別紙様式第十（第10条関係）

［略］

［３～８　同左］

９　その他参考事項

［新設］

［新設］

別紙様式第九（第９条関係）

［同左］

備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。